

おしえて 消費生活！！



相談事例(八〇歳代 女性)

「以前契約した訪問販売及び寝具販売業者に対して未納金もしくは契約不履行があり当該会社が裁判所に訴訟を起こした」といった内容のはがきが届いた。全く身に覚えがないが「このまま連絡せずに放置すると裁判所に出廷することになり給料や財産を差し押さえる」などと書いてある。覚えがない場合は早急に連絡するよう赤字で書いてあるが連絡した方が良いだろうか

「架空請求」は、とにかく無視！！

《アドバイス》

- ◎はがきや封書、電子メールなどで身に覚えがない請求を受けるという、いわゆる「架空請求」に関する相談が、東広島市内で寄せられています。
 - ◎「訴訟を起こした」「給料や財産を差し押さえる」など、過去に利用した業者に未払いがあったと勘違いさせる言葉を並べ、不安にさせる手口です。
 - ◎「早急に連絡してください」などと書かれていても、絶対に連絡してはいけません。連絡したら、「訴訟を取り下げるために必要」などと様々な理由をつけて数十万円を請求されたケースもあります。
 - ◎請求された内容に不明な点があったり、不審に思うことがあれば、何はさておき、まず一番初めに東広島市消費生活センターにご相談ください。
- なお、裏面に実際に送られてきた架空請求のはがきの一例を紹介していますので、参考にしてください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 2階 17 番窓口

電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12 時 13～17 時)

※独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報第 130 号を引用(一部添削)

「国民生活センター」を 騙る通知書

民事訴訟確認依頼通知

訴訟対象者記号 (キ)0882-02 号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続のご確認のために送らせて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の最終確認通知と致します。

【内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し契約の不履行及び請求内容の不払いを申立てており貴殿の対応により財産の差押え執行を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う誠意が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとする。

通知内容のご確認につきましては当センターにて受け付けております。また内容に関してのお問い合わせに関してはプライバシー保護のためご本人様のみのお受付けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので必ず異議がある場合に関してはご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】通知到達日より5日

法務省管理組合 国民生活センター訴訟事務局

〒101-8464 東京都千代田区外神田3丁目

受付時間 平日 9:00~17:00

ご相談ダイヤル 03-3820-

【メモ】

左の画像は、(独)国民生活センターがホームページ上で公開している、「法務省管理組合 国民生活センター訴訟事務局」を名乗る団体から送付されたはがきです。

国民生活センターは独立行政法人であり「法務省管理組合」などという組織ではありません。また、国民生活センターは民事訴訟に関する通知を送付することは絶対にありません。

国や地方自治体を装った別の名前で似たような内容のはがきが届くこともあります。

その場合は、書いてある番号には絶対に電話しないで、すぐに東広島市消費生活センターに相談してください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 2階 17 番 窓口 電話 082-421-7189